

国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (管理)                      第3条 (略)                      2 前項の規定にかかわらず、事務系情報システムの管理は、<u>研究推進部</u>学術情報課の協力を得て、当該事務系情報システムを主として運用する部署がその任に当たる。</p>	<p>本則                      (管理)                      第3条 (略)                      2 前項の規定にかかわらず、事務系情報システムの管理は、<u>総務課情報化推進室</u>の協力を得て、当該事務系情報システムを主として運用する部署がその任に当たる。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。